

VI 施設・設備

1 本館

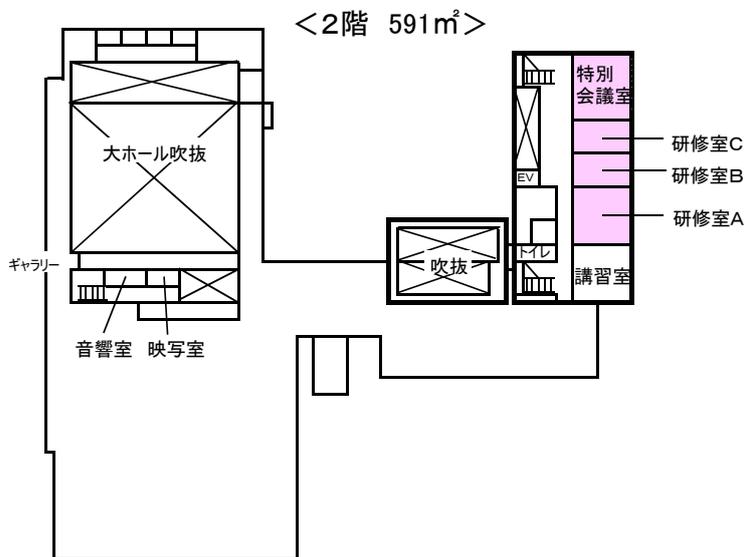
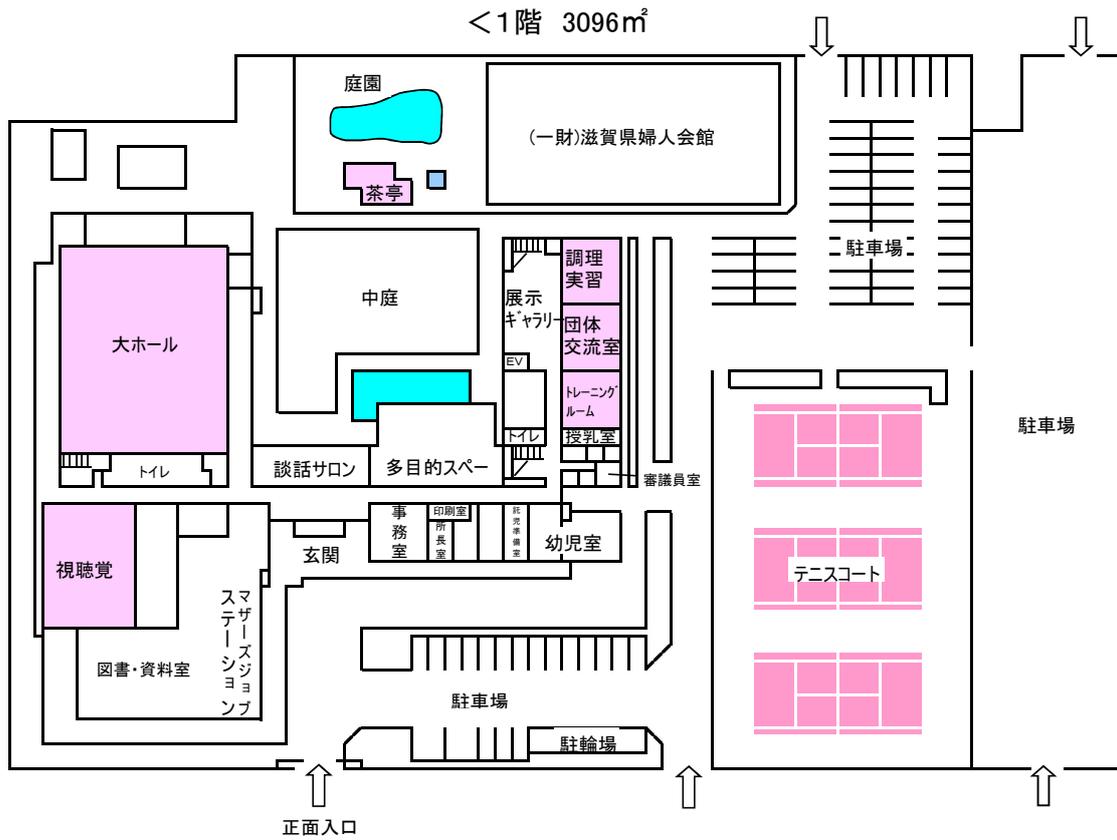
| 名 称 | 面積 (㎡) | 概要 |
|------------------------------|--------|--|
| (1 階) | 3,096 | |
| 大 ホール (多目的ホール) | 579 | ステージ付、電動移動椅子468席、補助椅子32脚 定員500名 ホールの大きさ (21m×16m) 音響装置、照明装置、映画装置、スライド装置 CD、ビデオ装置、ピアノ、金屏風 他 |
| 団体グループ等交流室 | 65 | 長机20台、パイプ椅子60脚 |
| 調理実習室 | 79 | 調理台7台 (内1台は講師用) 丸椅子36脚 |
| トレーニングルーム | 101 | 1面鏡張り〔更衣室 (ロッカー30個)、授乳室併設〕 |
| 図書・資料室 (含 書 庫) | 585 | デスク4台、テーブル5台、椅子席24席、長椅子5台 ビデオブース、絵本児童書コーナー |
| マザーズジョブステーション | | マザーズ就労支援相談、母子家庭等就業・自立支援センター ハローワークマザーズコーナー |
| 視 聴 覚 室 | 145 | 定員100名 音響装置、映画装置、カラー教材提示装置 スライド装置、CD、ビデオ装置 |
| 展 示 ギ ャ ラ リ ー (含 用 具 庫) | 75 | 移動式大型パネル5枚 照明装置、展示用器材 |
| 相 談 室 | 44 | 理事員室、旧B室、旧C室 |
| 談 話 サ ロ ン | 107 | ソファ椅子46席、テーブル8台 参画情報コーナー掲示パネル等設置 |
| コインロッカールーム | 13 | 1箇所 (ロッカー105個) |
| 多目的スペース (旧ランチスペース) | 158 | 席数40席 |
| 団 体 事 務 室 | 36 | |
| 静 養 室 | 8 | ベッド1台 |
| 幼 児 室 | 50 | 幼児用便所、乳幼児用ベット1台、玩具、砂場付 |
| 託 児 準 備 室 | 26 | |

| | | |
|-----------------|-------|--|
| 所 長 室 | 19 | |
| 事 務 室 | 60 | 男女共同参画センター |
| 相 談 室 | 30 | B室、C室 |
| 相 談 室 | 15 | 相談電話2台 |
| 印 刷 ・ コ ピ ー 室 | 8 | 印刷機、穿孔機、裁断機、丁合機 |
| 湯 沸 室 ・ 倉 庫 | 69 | 湯沸室1箇所、倉庫3箇所 |
| エレベーター・機械室 | 19 | 車椅子兼用エレベーター仕様 |
| 便 所 | 76 | 2箇所（ベビーマット、ベビーカー） （身障者用1箇所オストメイト対応、ベビーカー） |
| 共 用 部 分 | 557 | 1階休憩コーナー長椅子 |
| LPG 庫 及 び 機 械 室 | 172 | |
| （ 2 階 ） | 591 | |
| 特 別 会 議 室 | 79 | 円卓、椅子24席 |
| 研 修 室 A | 70 | 定員50名 |
| 研 修 室 B | 43 | 定員30名 |
| 研 修 室 C | 43 | 定員30名 |
| 講 習 室 | 69 | コンピューター使用可能室（主催用） |
| 湯 沸 室 ・ 空 調 室 | 42 | 湯沸室1箇所 |
| 映 写 室 | 16 | （大ホールの付属室） |
| 音 響 調 整 室 | 17 | （大ホールの付属室） |
| 便 所 | 30 | 1箇所（ベビーカー） |
| 共 用 部 分 | 182 | 2階休憩コーナー長椅子 |
| 合 計 （ 1 ・ 2 階 ） | 3,687 | |

2 その他の施設

| | | | | |
|---------|--------|-------|-----------|--------------|
| 茶 亭 | 木造平屋建 | 25㎡ | テニスコート | 3面 |
| 庭園（和・洋） | | 2箇所 | 休憩所（便所付き） | 45㎡ |
| 駐車場 | | 約250台 | 用具庫 | ブロック造平屋建 48㎡ |
| 駐輪場 | 鉄骨造平屋建 | 44㎡ | 公用車車庫 | 16㎡ |

3 施設配置図



Ⅶ 利用案内

1 施設使用料（県内居住者の場合に適用。県外居住者の場合は1.5倍）（2019年10月1日改定）

| 名称 | 区分 | 定員 (規模) ※ | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前・午後 | 午後・夜間 | 全日 | 申込期間 |
|-----------|-----------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-------------------------------|
| | | | 9:00～ 12:00 | 13:00～ 17:00 | 18:00～ 21:00 | 9:00～ 17:00 | 13:00～ 21:00 | 9:00～ 21:00 | |
| 大ホール | 平日 | 500人 | 6,700円 | 18,500円 | 19,800円 | 25,200円 | 34,400円 | 41,100円 | 使用月の8か月前 の月の初日から 10日前まで |
| | 土・日 休日 | | 10,050円 | 27,750円 | 29,700円 | 37,800円 | 51,600円 | 61,650円 | |
| 研修室 A | | 50人 | 2,630円 | 3,580円 | 2,630円 | 6,210円 | 6,210円 | 8,840円 | 使用月の3か月前 の月の初日から 10日前まで |
| 研修室 B | | 30人 | 1,720円 | 2,370円 | 1,720円 | 4,090円 | 4,090円 | 5,810円 | |
| 研修室 C | | 30人 | 1,720円 | 2,370円 | 1,720円 | 4,090円 | 4,090円 | 5,810円 | |
| 特別会議室 | | 24人 | 6,350円 | 8,340円 | 6,350円 | 14,690円 | 14,690円 | 21,040円 | |
| 調理実習室 | | 36人 | 3,580円 | 4,760円 | 3,580円 | 8,340円 | 8,340円 | 11,920円 | |
| 視聴覚室 | | 100人 | 6,070円 | 7,930円 | 6,070円 | 14,000円 | 14,000円 | 20,070円 | |
| トレーニングルーム | | 20人 | 3,160円 | 4,090円 | 3,160円 | 7,250円 | 7,250円 | 10,410円 | |
| 茶亭 | | (25㎡) | 3,160円 | 4,090円 | 3,160円 | 7,250円 | 7,250円 | 10,410円 | |
| 展示ギャラリー | | (75㎡) | 1日につき | | 4,850円 | | | | |
| テニスコート | 平日 | (3面) | 1面 2時間につき | | 1,450円 | | | | |
| | 土・日 休日 | | 1面 2時間につき | | 2,180円 | | | | |

※定員については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から状況に応じて別途各室ごとに最大利用目安人数を設置

申込の受付について

1 受付開始日

施設使用の申込については、大ホールは使用月の8か月前の月の初日から、その他の施設は使用月の3か月前の月の初日から受け付けます。ただし、大ホールに付随して他の施設も利用する場合は、併せて8か月前から受け付けます。（受付開始日が休所日にあたる場合は、その翌日が受付開始日となります。）

2 受付時間

開所日の午前9時から午後9時まで。先着順となります。

ただし、受付開始日においては、来所・電話にかかわらず、午前9時から午前9時30分まで一括して受け付け、使用希望日が重なった場合、日程調整や抽選を行います。

3 申込方法

- (1) センターの窓口にお越しいただくか、電話で申し込んでください。その時に、使用目的などを確認します。
- (2) 申込受付後、利用する日の10日前までに使用責任者が窓口にお越しいただき、使用承認申請書に必要事項を記入いただくとともに、施設使用料をお支払いください。（前納です。）
- (3) 受付が完了しますと、使用承認書と領収書をお渡しします。なお、いったん支払われた使用料は原則としてお返しできません。
- (4) 大ホール使用の場合は、付帯設備の準備の関係上、使用日の10日前までに、使用する付帯設備の内容が分かる資料（付帯設備使用リストもしくは催物のプログラム等）を提出するなどして、当日使用する設備を予め申し出てください。
なお、付帯設備使用料については、使用の当日、窓口にて料金を精算しお支払いください。

4 使用方法

- (1) 使用当日は、必ず窓口で「点検表」と「鍵」を受け取ってから入室してください。

- (2) 施設の使用は、使用承認書に記載された利用時間内に限ります。また、使用后、机、椅子などは、必ず元の状態に戻してください。
- (3) 付帯設備を使用される場合、その機器の使用（操作）方法等は、担当係員が事前に説明します。機器の操作は、善良な管理のもとに、利用者で行ってください。
- (4) 電気器具を持ち込む時は、事前に窓口へ内容と件数を必ず申し出てください。
- (5) 施設内は、禁煙です。喫煙は、決められた場所（灰皿の設置している所）で行ってください。
- (6) 湯茶等の設備は使用できますが、茶葉は利用者各自で準備してください。
- (7) 駐輪、駐車場での事故等は責任を負いません。多数の自動車が駐車する場合は、誘導等の保安要員を主催者で必ず確保してください。

2 付帯設備使用料

| | 設 備 名 | 単 位 | 使用料 | | 設 備 名 | 単 位 | 使用料 | |
|------------------|----------------|-----|---------|------------------|--------------|-------------|---------|-------|
| 大 ホ ー ル | ローアーホリゾンライト | 1 列 | 430 円 | 大 ホ ー ル | カセットテープレコーダー | 1 台 | 320 円 | |
| | ボーダーライト | 1 列 | 530 円 | | CDプレーヤー | 1 台 | 210 円 | |
| | サスペンションスポットライト | 1 列 | 970 円 | | MDプレーヤー | 1 台 | 210 円 | |
| | アッパーホリゾンライト | 1 列 | 430 円 | | プロジェクター | 1 台 | 500 円 | |
| | 客席用スポットライト | 1 列 | 430 円 | | ピアノ | 1 台 | 1,010 円 | |
| | フットライト | 1 列 | 430 円 | | 金びょうぶ | 1 双 | 1,010 円 | |
| | ピンスポットライト | 1 台 | 320 円 | | 冷・暖房料 | 1 時間 | 1,320 円 | |
| | 拡声装置 (マイク4本含む) | 1 式 | 2,170 円 | | 共 通 | 携帯用拡声装置 | 1 台 | 210 円 |
| | 追加マイク | 1 本 | 210 円 | | | 持込電気器具(1kW) | 1 台 | 110 円 |

付帯設備の使用料は、午前、午後および夜間をそれぞれ1単位とした料金です。(冷・暖房料は1時間単位)

G-N-E-Tしが施設使用料の半額適用について

県内在住者が主体である団体が、男女共同参画の推進を図ることを主な目的として使用される場合には、施設使用料が半額になります。(ただし、テニスコートおよび付帯設備使用料は除きます。)使用料の半額適用を希望される場合は、次の手順に従ってください。

- (1) 使用の申込
申込受付期間は、通常料金での利用と同じく、大ホールは使用月の8か月前、その他の施設は3か月前の月の初日からです。この時、半額適用を希望する旨を申し出てください。
 - (2) 「男女共同参画センター施設使用料の半額適用申請書」の提出
センター窓口へ直接お越しになり、「半額適用申請書」に事業等の詳しい内容および使用の目的が男女共同参画にどのように結びつくかを具体的に記入して提出してください。
 - (3) 「男女共同参画センター使用料の半額適用承認通知書」の交付
(2)の申請書が承認されますと、承認通知書を交付いたします。
 - (4) 使用の申込および使用料の納付
(3)の承認通知書の交付を受けた後、改めて施設使用承認申請書に必要事項を記入していただき、使用料を前納してください。
- (注) 半額適用の手続きについては、上記のように若干の日数を要することとなりますので、20日前までに申請書をご提出ください。

その他

- (1) 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例（以下「条例」という。）第4条第2項の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をお断りすることがあります。
- (2) 条例第7条第1項の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命じることがあります。
- (3) センター内では、許可なく物品の販売をすることができず、営利を目的とした物品の販売は許可されません。
- (4) ご使用にあたっては、使用承認書の裏面の「ご使用上のお願ひ」をよくお読みください。
- (5) 使用承認を受けた施設の使用を変更されるときは、改めて変更の承認を受けてください。
- (6) センターの施設や設備を損傷されたり、紛失されたときは、直ちにその旨届出てください。

Ⅷ 参考資料

1 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例

(昭和61年10月13日滋賀県条例第38号)

(設置)

第1条 男女共同参画の推進を図るため、滋賀県立男女共同参画センター(以下「センター」という。)を近江八幡市鷹飼町に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画に関する研修および講座の開催
- (2) 男女共同参画に関する相談
- (3) 男女共同参画に関する情報および資料の収集および提供
- (4) 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進ならびに自主的活動への指導および助言
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第3条 センターに所長その他の所要の職員を置く。

(使用の承認)

第4条 センターの施設のうち規則で定める施設(以下「特定施設」という。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) センターにおける秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 営利を目的とすると認められるとき。
- (4) センターの施設もしくは設備または展示品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 申請に係る特定施設がセンターの事業を行うために必要であると認められるとき。
- (6) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、センターの管理上必要な限度において、条件を付することができる。

(使用料)

第5条 センターの使用料の額および納付の方法等は、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の定めるところによる。

(施設等の変更の禁止)

第6条 第4条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の承認の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用の目的に違反して使用したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正の手段によつて第4条第1項の規定による承認を受けたとき。

- (3) 使用者が第4条第2項各号(同項第5号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 使用者が第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) 当該承認に係る特定施設が災害その他の事故により使用できなくなつたとき。
- (7) その他知事が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、その使用を終了したときは、その使用に係る施設および設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消されたときも、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、センターの管理および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、昭和61年11月1日から施行する。ただし、第2条、第4条および付則第3項の規定は、同月27日から施行する。

2 滋賀県職員定数条例(昭和24年滋賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 滋賀県使用料および手数料条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成9年条例第25号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成12年条例第95号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に行われた改正前のそれぞれの条例により設置されている施設に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づく処分、手続その他の行為とみなす。

付 則(平成14年条例第32号)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成23年条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

付 則(令和2年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 滋賀県立男女共同参画センターの管理運営に関する規則

令和2年3月30日

滋賀県規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例(昭和61年滋賀県条例第38号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、滋賀県立男女共同参画センター(以下「センター」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

第2条 センターの休所日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)

(2) 休日の翌日(日曜日または休日である場合を除く。)

(3) 1月1日から同月4日までおよび12月28日から同月31日まで

2 センターの所長(以下「所長」という。)は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休所日を変更し、または臨時に休所日を定めることができる。

(開所時間)

第3条 センターの開所時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、図書・資料室については、午前9時から午後5時までとする。

2 所長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

(入所の制限)

第4条 所長は、次のいずれかに該当する者に対しては、その入所を拒否し、または退去を命ずることができる。

(1) 所内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者

(2) センターの施設または設備を損傷するおそれのある者

(3) その他所長の指示に従わない者

(入所者の遵守事項)

第5条 センターの入所者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) センターの施設または設備を損傷しないこと。

(2) 他の入所者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) あらかじめ所長の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供またはポスター等の貼付を行わないこと。

(4) 所定の場所以外の場所で飲食し、火気を使用し、または喫煙しないこと。

(5) その他所長が指示した事項

(規則で定める施設)

第6条 条例第4条第1項前段の規則で定める施設は、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)別表第29に規定する施設(以下「特定施設」という。)とする。

(特定施設の使用等に係る承認の手続)

第7条 条例第4条第1項前段の規定による申請は、使用承認申請書を所長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の使用承認申請書は、大ホールにあっては使用日の6月前の日の属する月の初日から10日前までに、大ホール以外の特定施設にあっては使用日の3月前の日の属する月の初日から10日前までに提出しなければならない。ただし、所長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 所長は、条例第4条第1項前段の規定による承認(以下「使用承認」という。)をするときは、使用承認書を当該承認を申請した者に交付するものとする。

4 第1項および前項の規定は、条例第4条第1項後段の規定による申請について準用する。この場合において、第1項中「使用承認申請書」とあるのは「使用変更承認申請書」と、前項中「使用承認書」とあるのは「使用変更承認書」と読み替えるものとする。

(使用者の遵守事項)

第8条 条例第4条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (2) 使用承認を受けていない施設または設備を使用しないこと。
- (3) あらかじめ所長の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供またはポスター等の貼付を行わないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、または喫煙しないこと。
- (5) その他所長が指示した事項

(施設の変更等の承認の手続)

第9条 条例第6条ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、施設変更等申請書を所長に提出することにより行わなければならない。

(使用の取消しの届出)

第10条 使用者は、使用承認を受けた特定施設の使用を取り消そうとするときは、使用取消届に使用承認書を添えて速やかに所長に届け出なければならない。

(損傷および滅失の届出)

第11条 センターの入所者または使用者は、センターの施設または設備を損傷し、または滅失させたときは、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用承認申請書等の様式)

第12条 この規則の規定により所長に提出する使用承認申請書その他の書類の様式は、所長が知事の承認を得て別に定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、所長が知事の承認を得て定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

3 滋賀県男女共同参画推進条例

(平成13年12月27日滋賀県条例第62号)

すべての人は平等であり、男女の性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在であって、個人として互いに尊重され、自分らしく生きることを認め合わなければならない。

滋賀県では、男女平等の実現に向けて、様々な取組を進めてきたが、今なお、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行などの男女の多様な生き方の選択を妨げる要因が存在するなど課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など私たちを取り巻く環境の大きな変化の中で、誰もが豊かに安心して暮らせる21世紀にふさわしい社会を築くためには、男女が、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することが求められている。

こうした状況から、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職域などあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっている。

私たち県民は、琵琶湖の環境保全や福祉において進取の気性をもって取り組んできた。そうした取組姿勢と経験を生かし、家族の絆、地域の絆、自然との絆を大切に、男女が共に輝いて生きることが出来る湖国を創るため、私たちは一体となってあらゆる分野で男女共同参画を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することまたは性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として個性および能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人權が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は、社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするを旨として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、すべての団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、男女が互いの性について理解を深め、妊娠または出産に関する事項に関し双方の意思が尊重されることおよび生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画は、その推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、県の政策の立案および決定に男女が共同して参画する機会を確保するように努めるものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町および国と相互に連携を図るように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、雇用その他の分野における事業活動において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立して行うことができるように就業環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対して身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 男女共同参画計画には、男女共同参画の推進に関する長期的な目標、施策の方向その他男女共同参画施策を推進するために必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民および事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県男女共同参画審議会および市町長の意見を聴くものとする。

5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等および教育等の促進)

第10条 県は、県民および事業者の男女共同参画についての理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、男女共同参画に関する教育および学習が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第11条 県は、県民、事業者またはこれらの者の組織する団体等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、情報の提供、人材の育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市町に対する助言等)

第12条 県は、市町に対し、男女共同参画施策の策定および実施について、必要な助言および協力を行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民または事業者から苦情の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該申出の処理に関し、滋賀県男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(相談の処理)

第14条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関し、県民または事業者から相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に関する業務を行わせるため、男女共同参画相談員を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、第1項の申出に係る相談に応じ、必要な調査および助言を行うほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

(拠点施設の整備)

第15条 県は、県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点となる施設を整備するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関またはこれに類するものの委員その他の構成員を任命し、または委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画施策を策定し、効果的に実施するため、性別による差別的取扱い等男女共同参画の推進を阻害する要因その他の男女共同参画に関する事項について、必要な情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第19条 知事は、毎年、男女共同参画の状況および県が実施した男女共同参画施策について、滋賀県男女共同参画審議会に報告するとともに、公表するものとする。

第3章 滋賀県男女共同参画審議会

(滋賀県男女共同参画審議会)

第20条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第8条第4項および第13条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第21条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 (省略)

付 則（平成16年条例第38号）抄

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で、平成17年1月1日から施行)

4 滋賀県立男女共同参画センター沿革詳細

| | |
|----------------------------|---|
| 昭和52年4月 | 滋賀県婦人問題連絡協議会」設置 |
| 昭和52年11月 | 「滋賀県婦人問題懇談会」設置 |
| 昭和53年4月 | 「滋賀県商工労働部労政課婦人対策係」設置 |
| 昭和56年9月 | 滋賀県婦人問題懇談会「滋賀の婦人の自立と社会参加のための提言」 |
| 昭和58年3月 | 「滋賀の婦人対策の方向－婦人の地位向上をめざして－」策定 |
| 昭和58年10月 | 「滋賀県婦人問題懇話会」設置 |
| 昭和59年4月 | 「滋賀県商工労働部労政婦人課」設置 |
| 昭和60年1月 | 滋賀県婦人問題懇話会「滋賀の女性の自立と社会参加のための婦人総合センターの建設についての提言」 |
| 昭和60年4月1日 | 長の権限事務の補助執行 「(仮称)滋賀県立婦人センターの建設および開設準備に関すること。」 「婦人の自立と社会参加を促進するための事務に関すること。」 |
| 昭和60年6月1日 | 「(仮称)滋賀県立婦人センター開設準備協議会」設置 |
| 昭和60年10月11日～ 昭和61年9月16日 | 「(仮称)滋賀県立婦人センター新築工事」施工 総工事費 1,654,614千円(国庫 81,000千円) 内訳 調査費 1,000千円 備品費 100,000千円 用地費 344,009千円 その他(リース) 10,000千円 建設費 1,199,605千円 工期 昭和60年10月11日から昭和61年9月16日 |
| 昭和61年11月1日 | 滋賀県立婦人センター設置 「滋賀県立婦人センターの設置および管理に関する条例」施行 |
| 昭和61年11月27日 | 「滋賀県立婦人センター」業務開始 |
| 昭和62年11月17日 | 「婦人センター開所1周年記念事業」開催 |
| 平成元年12月 | 「施設管理用カメラ」設置 |
| 平成3年9月 | 「婦人センター開所5周年記念事業」開催 |
| 平成4年6月 | 「図書・資料室の図書管理システムおよび施設予約処理システム」導入 |
| 平成7年10月 | 滋賀県立婦人センター運営協議会「近未来婦人センターのあり方」について報告 |
| 平成8年4月 | 「婦人センター駐車場用地(5,449.58㎡)」取得 |
| 平成8年11月 | 「婦人センター開所10周年記念事業」開催 |
| 平成9年3月31日 | 長の権限事務の補助執行の終了 「婦人の自立と社会参加を促進するための事務に関すること。」 |
| 平成9年4月1日 | 滋賀県立女性センターに名称変更 「滋賀県立女性センターの設置および管理に関する条例」 教育委員会の権限事務の一部を滋賀県企画県民部長に委任 「滋賀県立女性センターの管理運営に関すること。(滋賀県立女性センターの設置および管理に関する条例および滋賀県立女性センターの管理運営に関する規則の改廃に関するものを除く。)」 |
| 平成9年10月～ 平成10年3月 | 「滋賀県立女性センター福祉環境整備(車椅子対応エレベーター、視覚障害者用床材敷設・案内板等新設)工事」施工 |
| 平成10年6月 | 「女性センター駐車場用地(5,449.58㎡)」取得(県土地開発基金管理者より) |
| 平成13年11月 | 「女性センター開所15周年記念事業」開催 「ユニバーサルデザイン化工事(受付カウンター、階段手すり付け替え、洋式トイレ改修)」施工 |
| 平成14年4月1日 | 滋賀県立男女共同参画センターに名称変更 「滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例」施行 「滋賀県男女共同参画推進条例」施行 |
| 平成14年6月 | 公募により愛称を「G-NETしが(じーねっとしが)」に決定 |
| 平成18年11月 | 「男女共同参画センター開所20周年記念事業」開催 |
| 平成23年10月19日 | 滋賀マザーズジョブステーションを開設 |
| 平成23年10月 | 「滋賀県立男女共同参画センター運営方針について」策定 「男女共同参画センター開所25周年記念事業・G-NETしがフェスタ2011」、 「滋賀県男女共同参画推進条例制定10周年記念フォーラム」同時開催 |
| 平成24年12月 | 「滋賀県立男女共同参画センター懇話会」設置 |
| 平成28年11月 | 「男女共同参画センター開設30周年記念さんかく塾講演会」開催 |
| 令和3年6月23日 | 「G-NETしが女性の起業応援センター」を開設 |



令和3年度 要 覧

発 行 滋賀県立男女共同参画センター

G-NETしが

〒523-0891 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4

TEL 0748-37-3751

FAX 0748-37-5770

HPアドレス <http://www.pref.shiga.lg.jp/g-net/>

発行月 令和3年(2021年)8月